農地機構だより

～人と農地をつなぐ～　第２号

（公財）しまね農業振興公社
（農地バンク）
２０１８年12月　発刊
松江市黒田町４３２番地１
０８５２－２０－２８７１

目指すは農地集約！

農地集約化とは、一言でいうと担い手の農地をまとめること、つまり小規模の農地が互いに入り組んで分散している状態を解消することです。

決して簡単なことではありませんが、担い手の少ない中山間地域であっても、農地集約化という作業は、まだまだ取り組まなければならないところが多く残っています。

「集約化の流れ」

農地集約化の作業（話合い）は、概ね以下のようにして始まっていきます。

① 担い手や地域の要望・意見をもとに、行政等の関係者チームが、集約化対象地区を選定
② 対象地区の役員や担い手代表、農業委員、最適化推進委員等への事前説明
③ 集約化推進体制の決定
④ 具体的な話し合いの開始へ　⇒　話し合いの結果に基づき、権利移動

集約化のメリット

農地集約化には、以下のようなメリットがあります。

・既存の担い手の農地をまとめる（集約する）ことで、担い手の経営が効率化し、結果として集積面積を増やすことも可能です。
・地域の担い手の経営を効率化することは、地域の農地を永続的に維持していくことに繋がります。（農地を守る、集落を守る）

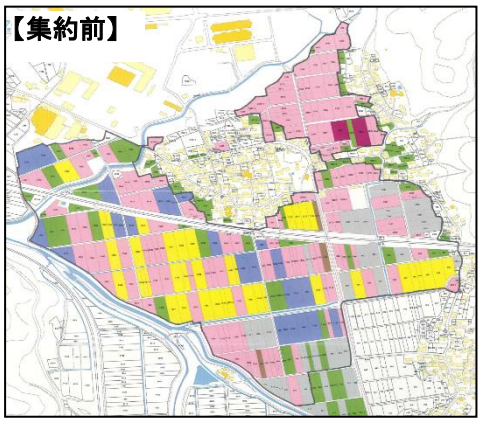

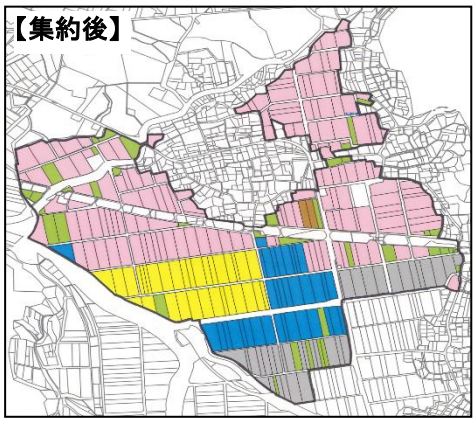

Point

農地中間管理事業を活用していれば、集約化の作業もスムースに進みます！

教えて！

中間管理事業Q&A

農地　出照
（出し手）

農地　受雄
（受け手）

Q1 農地中間管理事業で借り受けた農地を借受者同士で勝手に交換を行い、農地をまとめても良いですか？

Q2 農地中間管理事業で借り受けた農地を、農地バンクを介して交換するにはどのような手続きが必要ですか？

A1 農地バンクから借り受けておられる方は、借受けた農地を勝手に転貸（交換）することはできません。下記の手続きが必要です。

A2 地域の話合いのもと、現借受者、新たな借受者、農地バンクの三者の同意のうえで交換することとなります（知事認可による「利用権の移転」）。ただし、権利関係や契約期日等の条件を整理する必要がありますので、詳しくは公社にお尋ね下さい。

農地　守・集子
（相談員）

☆中間管理事業を活用した農地について、地域の話合いのもと、分散農地を交換集約化した事例が出てきています。

―　農業委員、農地最適化推進委員の皆さんへのお願い　―

委員の皆さんには、担い手の農地集約に関する要望や集約化候補地区などの情報を市役所・町役場につなげていってください。そして、担当地区での話し合いに参加していただくようお願いします。

県内には、まだまだ集約化が必要な農地が残っています。委員の皆さんからの情報が、地域の農地の集積・集約に繋がります。委員の皆さんの協力が地域での話合いを円滑に進めます。そして、農村を守る力に繋がります。

よろしくお願いします。

編集後記

農地バンク（しまね農業振興公社）では、農業委員、最適化推進委員の皆様とのコミュニケーションが重要だと考えています。機構だよりを読んだ感想や農地集積に関する疑問など、どんなことでも結構ですので、お気軽にお問い合わせください。電話の場合は 0852-20-2871（中村、平塚、三宅）から、スマホ等の場合は右のＱＲコードから、パソコンの場合は https://agri-shimane.or.jp/kosha/?page_id=323 からお願いします。(MDKS)